

計 画 書

阪神間都市計画特別用途地区の変更（尼崎市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
都心商業・業務特別用途地区	約 8. 0 h a	規制内容は、尼崎市都心商業・業務特別用途地区建築条例による。
工業保全型特別工業地区 (扶桑町地区)	約 4 2. 5 h a	規制内容は、尼崎市工業保全型特別工業地区建築条例による。
中央・三和商店街特別用途地区	約 6. 6 h a	規制内容は、尼崎市中央・三和商店街特別用途地区建築条例による
住工共存型特別工業地区 (工業地域)	約 7 5. 3 h a	規制内容は、尼崎市住工共存型特別工業地区建築条例による。
住工共存型特別工業地区 (準工業地域)	約 2 0. 1 h a	規制内容は、尼崎市住工共存型特別工業地区建築条例による。
合 計	約 1 5 2. 5 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 別添理由書のとおり

理 由 書

「都市計画に関する基本的な方針」では、内陸部の工業地は、既存工業の高度化、環境改善、研究開発機能の導入などにより、工業構造の都市型化と安全で快適な工業地を形成するとともに、住環境に配慮したまちづくりを進めるものとしている。

そのため、内陸部工業地のうち、住宅と工場が複合的に立地している地区において、住環境に配慮した工場等の立地の誘導を図るとともに、住環境、工場の操業環境いずれの面からもふさわしくない土地利用を制限するため、特別用途地区を定め、建物用途の適正な誘導を図るものである。